

令和元年台風第 19 号で被災された方に対する支援等について

1 一部負担金の免除について

(1) 対象となる方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

(2) 免除の内容

医療機関等の窓口でその旨を口頭で申告いただくことで、支払いが不要となる（罹災証明書の提示等は不要）。

(3) 取扱いの期限

令和 2 年 1 月末まで

2 保険料の減免について

(1) 対象となる世帯

- ① 住家に損害（全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）を受けた世帯
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた世帯
- ③ 主たる生計維持者または被保険者の行方が不明である世帯
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止または失業された世帯
- ⑤ 主たる生計維持者の所得減少が見込まれる世帯（※）

※所得の減少割合が 3 割以上で、前年所得が 1,000 万円以下の場合

(2) 減免対象保険料と減免額

令和元年 10 月～翌年 3 月までの保険料について、その全額または一部が減免される。

(3) 申請の期限

令和 2 年 3 月末まで

3 国による財政支援について

一部負担金の免除及び保険料の減免に要した費用については、その全額が国から調整交付金として交付される予定。